

平成 29 年 4 月 1 日国港総第 534 号

平成 30 年 4 月 1 日国港総第 638 号

## 港湾機能高度化事業費補助金交付要綱

### (通則)

第 1 条 港湾機能高度化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、訪日クルーズ旅客数 500 万人の実現に向けて、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るために実施する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、クルーズ旅客の受入機能の高度化及び物流の効率化を促進することを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、港湾機能高度化事業（以下「補助事業」という。）は、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の確保を図るために実施される事業をいう。なお、補助事業を国際クルーズ旅客受入機能高度化事業と呼称する。

### (補助対象事業等)

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

### (補助金交付申請)

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付申請書に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第 6 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

### (補助金の額の確定等)

第 7 条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(取得財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、取得財産等を大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 補助金交付の申請の取り下げ、補助事業の中止又は廃止、状況報告の提出、実績報告の提出、補助事業に係る残存物件の取扱等については、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年6月28日運輸省令第36号）及び港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月8日港管第814号）を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(附則)（平成30年4月1日国港総第〇号改正）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体 (港務局を含む。)</li> <li>・ 民間事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">例：移動式ボーディングブリッジ、屋根付き通路、荷物搬送機器 等</p>	1/3 以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">例：待合設備、空調設備、便所設備、荷物搬送設備 等</p> <p style="margin-left: 2em;">※旅客上屋等とは旅客上屋又はその代替施設（貨物上屋）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">例：照明設備、植栽、老朽化した倉庫又は危険物取扱施設等の移設又は撤去 等</p>	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。
3. 駐車場及び防塵柵の整備に関する事業を除く。

- 平成 17 年 4 月 1 日国港管第 1 号
- (改正) 平成 17 年 6 月 30 日国港管第 306 号
- (改正) 平成 18 年 4 月 1 日国港総第 904 号
- (改正) 平成 19 年 4 月 2 日国港総第 1 号
- (改正) 平成 20 年 6 月 13 日国港総第 185 号
- (改正) 平成 21 年 4 月 1 日国港総第 990 号
- (改正) 平成 21 年 6 月 1 日国港総第 191 号
- (改正) 平成 23 年 4 月 1 日国港総第 23 号
- (改正) 平成 23 年 11 月 21 日国港総第 462 号
- (改正) 平成 24 年 4 月 6 日国港総第 40 号
- (改正) 平成 26 年 4 月 1 日国港総第 13 号
- (改正) 平成 28 年 4 月 1 日国港総第 4 号
- (改正) 平成 29 年 4 月 1 日国港総第 531 号
- (改正) 平成 30 年 2 月 1 日国港総第 477 号
- (改正) 平成 30 年 4 月 1 日国港総第 639 号

港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱

(通則)

第 1 条 港湾機能高度化施設整備費補助（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和 36 年 6 月 28 日運輸省令第 36 号）および関係通知に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、港湾の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体（港務局を含む。以下同じ。）又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の国際競争力の強化、物流の効率化、循環型社会の構築、港湾の保安、安全の向上、観光立国の実現、港湾施設の老朽化対策、外来生物対策を図ることを目的とする。

(対象事業)

第 3 条 補助金の対象事業は、港湾の機能の高度化を図ることを目的として行う別表に掲げる施設の整備に係る事業で、関係港湾管理者が、地方公共団体又は民間事業者が当該施設の整備の促進を図る必要があると認めるものうち国土交通大臣（以下「大臣」という。）が補助する必要があると認めるもの（以下「補助事業」という。）であることとする。

(交付の対象等)

- 第 4 条 大臣は、地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人、港湾法第 43 条の 11 第 1 項又は第 6 項により指定を受けた者、港湾法第 54 条の 3 第 2 項により港湾管理者の認定を受けた者若しくはその他の民間事業者（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業（その他の民間事業者が行う補助事業は、LNG バンカリング拠点形成支援施設、観光交流支援基盤施設（別表に掲げる 2. の事業に限る。）及び物流拠点再編・高度化支援施設に限る。）のうち、次項に掲げる経費（以下「対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助事業者に対して補助金を交付する。
- 2 補助金の対象経費は、本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費とする。
  - 3 補助金の額は、次によるものとする。

補助事業	補助金の額
------	-------

保安・安全向上施設、放射線量測定施設、 侵入初期特定外来生物定着防止施設	対象経費の 1/2 以内
観光交流支援基盤施設（別表に掲げる 1. の事業に限る。）	対象経費の 4/10 以内
上記以外	対象経費の 1/3 以内

（申請書等の様式）

第 5 条 補助金交付申請書等については、別添に定める様式によるものとし、これ以外の申請書等の様式については、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和 43 年 5 月 8 日港管第 814 号）「第 2 申請書等の様式」1 に定める様式を準用するものとする。

（交付決定及び通知）

第 6 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の確定等）

第 7 条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 % の割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

（補助金の概算払）

第 8 条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

（取得財産の管理等）

第 9 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第 10 条 補助事業者は、取得財産等を大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（補助金の経理）

第 11 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（附則）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

（附則）（平成 17 年 6 月 30 日国港管第 306 号改正）

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

（附則）（平成 18 年 4 月 1 日国港総第 904 号改正）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。  
(附則) (平成 19 年 4 月 2 日国港総第 1 号改正)  
この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から適用する。  
(附則) (平成 20 年 6 月 13 日国港総第 185 号改正)  
この要綱は、平成 20 年 6 月 13 日から適用する。  
(附則) (平成 21 年 4 月 1 日国港総第 990 号改正)  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。  
(附則) (平成 21 年 6 月 1 日国港総第 191 号改正)  
この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。  
(附則) (平成 23 年 4 月 1 日国港総第 23 号改正)  
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。  
(附則) (平成 23 年 11 月 21 日国港総第 462 号改正)  
この要綱は、平成 23 年 11 月 21 日から適用する。  
(附則) (平成 24 年 4 月 6 日国港総第 40 号改正)  
この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。  
(附則) (平成 26 年 4 月 1 日国港総第 13 号改正)  
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
(附則) (平成 28 年 4 月 1 日国港総第 4 号改正)  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。  
(附則) (平成 29 年 4 月 1 日国港総第 531 号改正)  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。  
(附則) (平成 30 年 2 月 1 日国港総第 477 号改正)  
この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。  
(附則) (平成 30 年 4 月 1 日国港総第 639 号改正)  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係、第 4 条関係）

補助金の対象事業
<p>コンテナ物流円滑化共同利用施設</p> <p>1. 国際戦略港湾又は国際拠点港湾のうち港湾法附則第 31 項の規定による港湾との距離が他のアジア主要港との距離より短い港湾において国際戦略港湾又は国際拠点港湾のうち港湾法附則第 31 項の規定による港湾との国際フィーダー輸送のために、コンテナ貨物を積み卸すための施設の整備に関する事業（国際戦略港湾又は国際拠点港湾のうち港湾法附則第 31 項の規定による港湾との間に年間 5 千 TEU 以上の国際フィーダー輸送が見込まれる港湾に整備するものに限る。）</p>
<p>24 時間フルオープン支援施設</p> <p>1. 国際戦略港湾又は国際拠点港湾のうち港湾法附則第 31 項の規定による港湾において港湾の 24 時間フルオープンを支援するために、検疫等の国の機関が夜間、休日等に検査又は利用するための施設（以下、「検疫等施設」という。）の整備に関する事業、検疫等施設に必要不可欠な駐車場等の附帯施設の整備に関する事業及び検疫等施設とその他の機能が複合する検疫等検査施設に必要不可欠な共同施設（検疫等検査施設の床面積を検疫等検査施設以外の機能を有する施設と検疫等検査施設との床面積の合計で除して得た比率に相当する部分に限る。）の整備に関する事業（港湾法第 43 条の 11 第 1 項により国土交通大臣の指定を受けた者又は同条第 6 項により港湾管理者の指定を受けた者の行う事業を支援するものに限り、増改築を含む。）</p>
<p>貨物積替円滑化支援施設</p> <p>1. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における国際コンテナ又は国際シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替、コンテナ又はシャーシの蔵置を行うための施設及び埠頭内でのリーファーコンテナの蔵置時に電源供給を行うための施設（農水産物輸出促進計画（農水産物の輸出促進のため、港湾管理者が策定する計画）に位置付けられたものに限る。）の整備に関する事業</p> <p>2. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において港湾と鉄道輸送との連携を促進するために、コンテナターミナルから移送するコンテナを鉄道に積替えるための施設の整備に関する事業</p> <p>3. 国際戦略港湾又は国際拠点港湾のうち港湾法附則第 31 項の規定による港湾（輸入コンテナ貨物を 1 年間あたり 70 万 TEU 以上取り扱う見込みのある港湾に限る。）において速やかに輸送する貨物を円滑に搬出・積替するために、コンテナを立体的に蔵置する施設の整備に関する事業</p> <p>4. 国際拠点港湾の港湾法第 43 条の 11 第 1 項に規定する埠頭群（同法施行規則第 11 条の 4 第 2 号に規定する埠頭に限る。）又は重要港湾の同法第 54 条の 3 第 1 項に規定する特定埠頭（同法施行規則第 17 条の 3 第 1 号ニに規定する埠頭に限る。）における水深 14 m 以上の係留施設に附帯する能率的に荷さばきするための施設であって、同法第 43 条の 11 第 6 項により港湾管理者の指定を受けた者又は同法第 54 条の 3 第 2 項により港湾管理者の認定を受けた者が行う、バルク貨物の輸送を効率化するためのものの整備に関する事業</p>
<p>LNG バンカリング拠点形成支援施設</p> <p>1. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、LNG バンカリング拠点を形成するために必要となる LNG を燃料とする船舶への燃料供給の用に供する船舶及び当該船舶に LNG を供給するための施設の整備に関する事業</p>
<p>循環資源取扱支援施設</p> <p>1. 総合静脈物流拠点港において循環資源を効率的に取り扱うために、循環資源の蔵置、保管等を行う施設の整備に関する事業（防護柵は、危険防止又は蔵置・保管機能</p>

上必要な場合に限り、住民の環境対策のためのものを除く。)

#### 保安・安全向上施設

1. 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾においてテロ等の発生を予防し、利用者の安全を確保するために、ターミナルビル内等において監視を行うための施設（岸壁本体部に設置する施設を除く。）の整備に関する事業
2. 国際戦略港湾又は国際拠点港湾のうち港湾法附則第 31 項の規定による港湾においてコンテナ搬出入車輛の安全で円滑な走行を確保するために、積載状況の確認やコンテナターミナル周辺の渋滞状況の監視・情報提供を行うための施設の整備に関する事業
3. 旅客船が定期的に就航する港湾において高齢者、障害者等が安全に利用できるようにするために、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン）」に基づき、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した構造とする旅客船ターミナルの施設の整備に関する事業
4. 臨海部物流拠点において大規模地震発生後も国際海上輸送網としての機能を確保するために、コンテナターミナル近傍の物流拠点の耐震強化を行うための施設の整備に関する事業

#### 観光交流支援基盤施設

1. 観光圏（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号）第 2 条第 1 項に規定する観光圏をいう。）の玄関口となる港湾（概ね年間 10 万人以上の乗降人員数が見込まれる港湾に限る。）において、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するために、旅客の乗降、待合い等を快適にする施設の整備に関する事業（増改築を含む。）
2. クルーズ船の寄港する港湾において、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るための施設（駐車場及び防塵柵に限る。）の整備に関する事業

#### 放射線量測定施設

1. 国際戦略港湾（京浜港に限る。）において、放射性物質に汚染された輸出コンテナを検出しコンテナ輸送の安全性及び安定性を確保するため、輸出コンテナの放射線量を測定する施設の整備に関する事業（平成 23 年度補正予算第 3 号により補助する事業に限る。）

#### 物流拠点再編・高度化支援施設

1. 年間 10 万 TEU 以上のコンテナ取扱貨物量が見込まれる港湾における 2 以上の物流施設の更新を伴う 2 以上の民間事業者による物流施設の整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1 の施設又は 1 の事業者を 2 以上の施設又は事業者とみなす。）のうち、共用部及び共同施設の整備に関する事業（整備される物流施設の延床面積が 3 千㎡以上であり、当該港湾における防災機能の向上及び物流の効率化が図られるものに限る。）

#### 侵入初期特定外来生物定着防止施設

1. 侵入初期の特定外来生物（ヒアリに限る。）が確認された港湾（港湾以外で確認された場合においては、当該特定外来生物の侵入経路となった港湾を含む。）において、舗装の耐久性の強化によりコンテナ蔵置区域内における特定外来生物の営巣による定着を防止するための施設の整備に関する事業